

那覇市公報

第 1 7 5 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1465
- 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則（生涯学習課）…………… 1467

◇公 告◇

- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課）…………… 1468
- 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（公園管理課）…………… 1472
- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1476
- 個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 1476
- 都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）…………… 1479
- 那覇広域都市計画地区計画の原案について（都市計画課）…………… 1480

◇上下水道局規程◇

- 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程… 1481
- 那覇市上下水道局局議規程及び那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程…………… 1482

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1486

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の登録について…………… 1486

規 則

那覇市規則第18号

令和元年10月29日

公 布 済

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部改正）

第1条 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（通勤手当） 第9条の2 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 （1） 通勤のため交通機関を利用する者 日額483円を限度に市長が定める額 （2） 〔略〕	（通勤手当） 第9条の2 〔略〕 2 〔略〕 （1） 通勤のため交通機関を利用する者 日額504円を限度に市長が定める額 （2） 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正）

第2条 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額483円以内の額を加算した額とする。	（報酬） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額504円以内の額を加算した額とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

那覇市規則第19号

令和元年10月29日

公 布 済

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第3条 〔略〕 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。 生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、学校教育課長、教育相談課長、<u>教育研究所長</u>、市民生活安全課長、保健総務課長、健康増進課長、<u>こども政策課長</u>、<u>こどもみらい課長</u>、<u>こども教育保育課長</u>、子育て応援課長 3～7 〔略〕	(幹事会) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、<u>市民スポーツ課長</u>、学校教育課長、教育相談課長、市民生活安全課長、<u>商工農水課長</u>、<u>障がい福祉課長</u>、<u>保護管理課長</u>、健康増進課長、<u>地域保健課長</u>、こども政策課長、子育て応援課長 3～7 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

公 告

那覇市公告第 438 号

令和元年 10 月 23 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり広告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	平成 31 年度首里崎山公園樹木剪定業務
(2) 契約番号	—
(3) 業 種	造園工事業
(4) 場 所	那覇市首里崎山町（首里崎山公園地内）
(5) 履行期間	着手日から 令和元年 3 月 13 日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	亜熱帯庭園都市である那覇市内都市公園の植栽剪定を行い、那覇市の観光都市としての美観形成に寄与することを目的とする。
② 規模等	—
③ 構造形式	—
④ 工種	—
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	19,640,000 円（消費税抜き）
(9) 最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けているものであること。
(4)	社会厚生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（社会更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、外灯手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当するものを除く。）
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。（下請業者も同様とする。）
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去 1 年間に、那覇市工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成 31・32 年度の造園の格付が、B 等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成 31・32 年度登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・ 1 級造園施工管理技士 ・ 2 級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係がること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)開札日前 30 日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は 1 件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)
(3)那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。
(4)那覇市公園管理課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が 50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
(5)那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。
(6)他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(7)新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格審査申請書(第 1 号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。	
提出期間及び方法	提出期間：令和元年 10 月 24 日(木) 9 時～令和元年 11 月 5 日(火) 17 時 提出方法：那覇市役所 9 階の公園管理課まで持参すること。

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：令和元年 10 月 24 日(木) 10 時～令和元年 10 月 30 日(水) 17 時 質問方法：「質問書」を FAX で提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先：公園管理課 金城 雅友 FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：令和元年 11 月 5 日(火) 17 時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：令和元年 11 月 7 日(木) 13 時 30 分 入札方法：紙(入札書)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市市役所本庁 10 階 1001 会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類（落札候補者のみ提出）

提出期限	令和元年 11 月 12 日（火）12 時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類（第 5 号様式）
	(2) 誓約書（別記様式 1）
	(3) 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し
	(4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し
	(5) 配置予定技術者

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 令和元年 11 月 14 日（木）頃

※心得 第 9、10、11、12 条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用する。
部分払	適用しない。

10 契約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「契約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：金城 雅友

TEL：951-3239

FAX：951-3206

那覇市公告第 439 号

令和元年 10 月 23 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり広告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	平成 31 年度リュウキュウマツ害虫対策樹幹注入業務委託
(2) 契約番号	—
(3) 業 種	造園工事業
(4) 場 所	那覇市内都市公園
(5) 履行期間	着手日から 令和元年 3 月 13 日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	観光立県沖縄における観光振興の観点から、県木であるリュウキュウマツを害虫から守るため、予防対策として薬剤の樹幹注入を行う。
② 規模等	—
③ 構造形式	—
④ 工種	—
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	2,720,000 円（消費税抜き）
(9) 最低制限価格	予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。

- 2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において造園の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けているものであること。
(4)	社会厚生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(社会更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、外灯手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する資格者名簿に造園工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去 1 年間に、那覇市工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で、造園工事の評定点が 60 点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成 31・32 年度の造園の格付が、B 等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「平成 31・32 年度登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	①現場代理人は、作業時において現場に常時配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・ 1 級造園施工管理技士 ・ 2 級造園施工管理技士 ③現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係がること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(11)	開札日において造園工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)開札日前 30 日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は 1 件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)
(3)那覇市公園管理課以外を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。
(4)那覇市公園管理課発注の手持ち業務委託がある場合は、開札日に出来高が 50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
(5)那覇市公園管理課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。
(6)他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(7)新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後 6 か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格審査申請書(第 1 号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。	
提出期間及び方法	提出期間：令和元年 10 月 24 日(木) 9 時～令和元年 11 月 5 日(火) 17 時 提出方法：那覇市役所 9 階の公園管理課まで持参すること。

5 質問、回答

質問期間及び方法	質問期間：令和元年 10 月 24 日(木) 10 時～令和元年 10 月 30 日(水) 17 時 質問方法：「質問書」を FAX で提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先：公園管理課 金城 雅友 FAX：951-3206
回答期限及び方法	回答期限：令和元年 11 月 5 日(火) 17 時 回答方法：那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時：令和元年 11 月 7 日(木) 14 時 30 分 入札方法：紙(入札書)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市市役所本庁 10 階 1001 会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 資格審査書類(落札候補者のみ提出)

提出期限	令和元年 11 月 12 日（火）12 時
提出方法	公園管理課まで持参すること。
提出書類	(1) 資格審査書類（第 5 号様式） (2) 誓約書（別記様式 1） (3) 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し (4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し (5) 配置予定技術者

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 令和元年 11 月 14 日（木）頃

※心得 第 9、10、11、12 条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前払金	適用する。
部分払	適用しない。

10 契約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成 24 年 4 月 1 日に施工したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該 1 次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「契約書兼同意書」（元請用）を公園管理課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 担当者：金城 雅友

TEL：951-3239

FAX：951-3206

那覇市公告第 442 号

令和元年 10 月 23 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和元年 9 月 10 日 第 H29-07-03 号 那覇市指令ま建指第 1997 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市識名 3 丁目 740 番 1 他 8 筆
- 3 公共施設
道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市識名 4 丁目 7 番 10 号
島袋 政太郎
- 5 検査済証番号
令和元年 10 月 10 日 那ま建指第 205 号
- 6 工事完了年月日
令和元年 9 月 30 日

那覇市公告第 473 号

令和元年 11 月 7 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年10月21日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課			電話862-9942
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	広報なは市民の友令和元年11月号掲載 プレゼント発送業務			
業 務 の 目 的	広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう			
個人情報の対象者	プレゼント応募者			
業務の開始年月日	令和元年10月26日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ 電話番号 ☒ 年齢 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(令和元年10月26日～令和元年11月30日)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

令和元年 11月 1日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課 電話098-862-9942		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令 和 元 年 10月 31日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	広報なは市民の友令和元年10月号掲載 プレゼント発送業務 令和 元年 9月 27日		
廃止又は変更の 理 由	令和元年10月31日をもってプレゼント発送完了したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 481 号
令和元年 11 月 14 日
掲 示 済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第4条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の原案の内容
那覇広域都市計画用途地域の変更原案（久茂地一丁目地区）
那覇広域都市計画防火地域の変更原案（久茂地一丁目地区）
那覇広域都市計画高度利用地区の変更原案（久茂地高度利用地区）
- 2 都市計画の原案に係る土地の区域
那覇市久茂地1丁及び3丁目地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：令和元年12月6日（金）午後7時
開催場所：那覇市役所12階 第1研修室（那覇市泉崎1丁目1番1号）
- 4 公述申出書の提出期間及び提出先
提出期間：令和元年11月14日（木）から令和元年11月28日（木）まで。
ただし、土・日曜日・祝日を除く。
提出時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。
提出先：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
- 5 都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）
縦覧期間：令和元年11月14日（木）から令和元年11月28日（木）まで。
ただし、土・日曜日・祝日を除く。
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

那覇市公告第 482 号
令和元年 11 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和59年那覇市条例第22号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する者は、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画地区計画
- 2 都市計画の名称
那覇市久茂地地区地区計画
- 3 都市計画の変更又は決定する土地の区域
那覇市久茂地1丁目及び3丁目地
- 4 縦覧場所及び意見書の提出先
那覇市都市みらい部都市計画課(那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所9階)
- 5 縦覧期間及び縦覧時間
縦覧期間：令和元年11月14日（木）から令和元年11月28日（木）まで。
ただし、土・日曜日・祝日を除く。
縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。
- 6 意見書の提出期間及び提出時間
提出期間：令和元年11月14日（木）から令和元年12月5日（木）まで。
ただし、土・日曜日・祝日を除く。
提出時間：午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 18 号

令和元年 10 月 29 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬) 第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるところにより日額 <u>483円</u> 以内の額を加えた額とする。 [表 略]	(報酬) 第2条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるところにより日額 <u>504円</u> 以内の額を加えた額とする。 [表 略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の規定は、令和元年10月1日から適用する。

那覇市上下水道局規程第 19 号

令 和 元 年 1 0 月 2 9 日

公 布 済

那覇市上下水道局局議規程及び那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局局議規程及び那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する
規程

(那覇市上下水道局局議規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局局議規程(平成4年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 水道事業及び下水道事業運営の基本方針及び<u>重要施策に関する事項を審議し、並びに各課間の事務事業の連絡調整を行い、水道事業及び下水道事業の効率的遂行を図るため、局議(以下「会議」という。)</u>を置く。 (付議事項) 第2条 会議は、次に掲げる事項について審議調整するものとする。 (1) [略] (2) <u>重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項</u> (3) [略] (4) <u>各課間の事務事業の連絡調整を必要とする事項</u> (5) [略] 第4条 [略] 2 <u>前項の規定にかかわらず、管理者は、第2条第4号及び第5号の審議事項については、部長をして会議を主宰せしめることができる。この場合において、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副部長が代理する。</u>	(設置) 第1条 水道事業及び下水道事業運営の基本方針等を審議し、水道事業及び下水道事業の効率的遂行を図るため、<u>上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>は、<u>局議(以下「会議」という。)</u>を置く。 (付議事項) 第2条 [略] (1) [略] (2) <u>条例及び企業管理規程の制定改廃に関する事項(料金等に関するものを除く。)</u> (3) <u>那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)第2条各号に掲げる事項又は第3条に規定する事項</u> (4) [略] (5) [略] 第4条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部	

分

を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

（那覇市上下水道局経営委員会規程の一部改正）

第2条 那覇市上下水道局経営委員会規程（1968年那覇市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（<u>所掌事務</u>） 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、上下水道事業管理者の諮問に答申し、又は、必要に応じて建議するものとする。 （1） <u>那覇市上下水道局に関する条例、規則及び管理規程の制定改廃に関すること。</u> （2）～（3） [略] （4） <u>その他企業経営の基本的な問題に関すること。</u> 2 <u>前項に掲げる事項は、必要に応じ、委員会を省略して局議に付議することができるものとする。</u> （組織） 第3条 委員会は、<u>委員長及び委員若干名で組織する。</u> 2 <u>委員長は、上下水道部長をもって充て、委員は副部長、課長及び企画経営課副参事で構成する。</u> 3 <u>各会議における構成員は、付議依頼課及び企画経営課がその都度協議して定</u>	（<u>担当事務</u>） 第2条 委員会<u>の担当事務</u>は、次に掲げるとおりとする。 （1） 条例及び<u>企業管理規程</u>の制定改廃に関すること（<u>料金等に関するものに限る。</u>）。 （2）～（3） [略] （4） <u>経営改革に関すること。</u> （5） <u>重要な新規事業その他重要施策の策定に関すること。</u> （6） <u>その他企業経営に関すること。</u> （組織） 第3条 委員会は、<u>那覇市上下水道局局議規程（平成4年那覇市水道局規程第1号）（以下「局議規程」という。）第3条に規定する者をもって組織し、委員長に上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）、副委員長に部長をもって充てる。</u>

<u>めるものとする。</u> <u>(委員長の職務)</u> 第4条 委員長は、<u>会務を掌理し、会議の議長となる。</u> 2 委員長に事故があるときは、<u>企画経営課担当の副部長がその職務を代理する。</u> <u>(会議)</u> 第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 第7条 [略] (議事) 第8条 [略] 2 議事は、<u>速やかに局議に付議するものとする。</u> 第9条～第11条 [略]	<u>(委員長及び副委員長)</u> 第4条 委員長は、<u>委員会の事務を総理し、委員会を代表する。</u> 2 副委員長は、<u>委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> 第6条 [略] (議事) 第7条 [略] 2 前項の規定により決した議事については、<u>局議規程第2条による付議を省略するものとする。ただし、管理者が同条に規定する付議をする必要があるものと判断したときは、同条の付議を行うものとする。</u> 第8条～第10条 [略]
備考 1 前条の表備考3の規定は、この条による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この条による改正について準用する。 3 前条の表備考2の規定は、この条による改正について準用する。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 25 号

令和元年 10 月 23 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 345 号
指定工事店名	有限会社島設備
営業所所在地	沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭 527 番地 1
代表者氏名	島袋 恭太
有効期間	自 平成 30 年 4 月 1 日
	至 令和 5 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 10 月 16 日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 26 号

令和元年 11 月 15 日

選挙人名簿の登録について

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条第 1 項の規定により、選挙人名簿の登録日を次のとおり変更した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

登 録 の 日

令和元年 12 月 2 日